

厚木市保育の必要性の認定に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項及び第3項、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）並びに厚木市保育の必要性の認定に関する規則（平成26年厚木市規則第36号）の規定に基づき、保育の必要性の認定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び府令において使用する用語の例による。

(保育必要量の区分)

第3条 法第20条第3項に規定する保育必要量の認定は、保育標準時間（保育の利用について1日当たり最長11時間までのものをいう。以下同じ。）又は保育短時間（保育の利用について1日当たり最長8時間までのものをいう。以下同じ。）のいずれかに区分して行うものとする。

(保育必要量の認定)

第4条 法第20条第3項の規定により市が認定する保育必要量は、次の各号に掲げる保育を必要とする事由に応じ、当該各号に定める区分とする。この場合において、保護者が複数であり、保護者相互の保育必要量の区分が異なるときの保育必要量の認定の区分は、保育短時間とする。

(1) 府令第1条の5第1号に掲げる事由 次のア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに定める区分

ア 1週において4日以上かつ1月において64時間以上120時間未満就労することを常態とする場合 保育短時間。ただし、常態として保育短時間を超えて特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）を利用せざるを得ないと認められる場合にあつては、保育標準時間とする。

イ 1週において4日以上かつ1月において120時間以上就労することを常態とする場合 保育標準時間。ただし、夜間勤務を伴う就労の場合（特段の理由があり、保育標準時間が相当と認められる場合を除く。）にあつては、保育短時間とする。

(2) 府令第1条の5第2号に掲げる事由 保育標準時間

(3) 府令第1条の5第3号に掲げる事由 保育短時間。特段の理由があり、保育標準時間が相当と認められる場合にあつては、保育標準時間とする。

(4) 府令第1条の5第4号に掲げる事由 介護又は看護の状況に応じて市長が相当と認める区分

(5) 府令第1条の5第5号に掲げる事由 保育標準時間

(6) 府令第1条の5第6号に掲げる事由 保育短時間

(7) 府令第1条の5第7号イに掲げる事由 次のア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに定める区分

ア 1週において4日以上かつ1月において64時間以上120時間未満就学することを常態とする場合 保育短時間

イ 1週において4日以上かつ1月において120時間以上就学することを常態とする場合 保育標準時間。ただし、定時制又は通信制による就学の場合にあつては、保育短時間とする。

(8) 府令第1条の5第7号ロに掲げる事由 次のア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに定める区分

ア 1週において4日以上かつ1月において64時間以上120時間未満職業訓練することを常態とする場合 保育短時間

- イ 1週において4日以上かつ1月において120時間以上職業訓練することを常態とする場合 保育標準時間。
- (9) 府令第1条の5第8号に掲げる事由 保育標準時間
- (10) 府令第1条の5第9号に掲げる事由 保育短時間
- (11) 府令第1条の5第10号に掲げる事由 同号の規定により市長が認める事由に応じて市長が適当と認める区分
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、府令第1条の5第2号、第5号又は第8号に掲げる事由のいずれかに該当する場合で、保育標準時間による区分の認定を受けられるときであっても、保護者の希望により保育短時間による区分の認定をすることができる。
- 3 第1項第1号イ、第7号イ又は第8号イの規定による就労し、就学し、又は職業訓練をする時間の算定については、勤務時間（休憩時間を含む。）、授業時間又は職業訓練時間に、通勤時間又は通学時間を加えるものとする。（認定時期及び認定期間）
- 第5条 保育認定の期間は、3年間（2号認定にあつては小学校就学前まで、3号認定にあつては満3歳の誕生日の前々日まで）とする。ただし、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、当該各号に定める保育認定の期間とする。
- (1) 府令第1条の5第2号に掲げる事由 次に掲げる期間のうち、いずれか短い期間
- ア 前項に掲げる期間
- イ 出産前後、おおむね8週間（ただし、出産後については、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとし、多胎妊娠の場合の産前は、14週間とする。）
- (2) 府令第1条の5第6号に掲げる事由 次に掲げる期間のうち、いずれか短い期間
- ア 前項に掲げる期間
- イ 認定の起算日から2月を経過する日が属する月の末日までの期間
- (3) 府令第1条の5第7号に掲げる事由 次に掲げる期間のうち、いずれか短い期間
- ア 前項に掲げる期間
- イ 保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間
- (4) 府令第1条の5第9号に掲げる事由 次に掲げる期間のうち、いずれか短い期間
- ア 保護者の育児休業期間終了予定日が属する月の末日までの期間
- イ 次に掲げる子どもの在籍の区分に応じ、それぞれ次に定める期間
- (ア) 小学校就学前の子どもが特定教育・保育施設等を利用し、育児休業の取得時において、当該子どもが4歳未満児のクラスに在籍している場合 当該育児休業に係る子どもが満1歳になる月の末日までの期間。ただし、当該育児休業に係る子どもの満1歳になる月の特定教育・保育施設等の利用申込みが入所保留となった場合にあっては、翌年度4月末日までの期間。
- (イ) 小学校就学前の子どもが特定教育・保育施設等を利用し、育児休業の取得時において、当該子どもが4歳以上児のクラスに在籍している場合 当該特定教育・保育施設等の利用終了までの期間

附 則

この要綱は、法の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。